

パブリックコメント案件概要

(様式3)

案件名:(仮称)尼崎市財政運営基本条例の制定

1. 施策の概要

魅力あるまちづくりに取り組んでいく中において、本市がこれまでに経験した財政的な危機を将来にわたって二度と招くことのないよう、過去の教訓を十分に活かしていくことで、健全な財政運営を維持し、市民の福祉の増進を図っていくため、(仮称)尼崎市財政運営基本条例を制定する。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

本市では、平成初期のバブル経済の崩壊を境に、景気の長期低迷の影響から、それまで好調であった税収の伸び悩みや、本市独自の施策を下支えしてきた収益事業収入の大幅な減少に見舞われることとなり、また、厳しい社会経済環境下において社会保障関係費が年々増加傾向となったことに加えて、阪神・淡路大震災の被災を受けて災害復旧・復興のための多額の財政需要が生じるなど、様々な社会経済情勢の変化の影響を大きく受けた。

こうしたことに加えて、既に着手済みであった駅前等の大規模開発事業の継続実施や、土地開発公社の経営健全化に取り組む必要が生じたことなどから、本市は多額の負債を抱えることとなり、利子を含めた多額の公債費負担が生じたことで、硬直化した厳しい財政状況が続くこととなった。

このような背景のもと、数度にわたる行財政改革に取り組んだことで、負債は減少傾向となり、財政状況の改善が図られつつあるなど、本市の行財政改革は着実に成果を上げてきた。

今後も、社会保障の安定的な維持や、公共施設の適正管理など、財政運営上の課題が見込まれることから、引き続き将来負担の縮減と必要な投資的事業の実施をバランスよく両立させていくとともに、常に行財政改革の視点を持ち、規律ある財政運営を行っていく必要がある。

3. 目指す姿・対応策など

長期的に安定した財政運営を担保するために、(仮称)財政運営基本条例に盛り込む必要がある項目として下記の内容を中心に規定していく。

・将来世代に過度の負担を強いることがないように十分留意し、健全で持続可能な財政運営の確保を図ることで現世代としての責任を果たす。

・中長期的な視点を持ち、計画的に財政運営を行う。

・財政に関する情報をわかりやすく公開・共有することで説明責任を果たす。

4. 施策の対象範囲・期間など

令和5年4月1日 条例施行予定。

5. 市民意向調査の概要(ステップ1、2省略の場合はその理由)

令和4年9月20日から10月14日までの間、市ホームページにて意見募集を行った。(意見なし)

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

長期的に安定した財政運営を担保するために、(仮称)尼崎市財政運営基本条例に規定した上で、市民と共有していくべき考え方・規定項目の整理を行った。現時点で条例により規定することとした項目は下記のとおり。

(1) 条例制定の目的及び財政運営の基本理念

(2) 収支均衡

(3) 新規施策の実施

(4) 将来負担

(5) 財政運営方針の策定

(6) 財政状況の公表

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

(仮称)財政運営基本条例制定の必要性について検討を行った。(条例の制定を行うかどうか)

その上で、条例を制定すべきと判断した理由は下記のとおり。

・令和4年度は行財政改革計画あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの最終年度で、平成15年度から20年間続いた行財政改革計画に基づく財政運営から、安定的な財政運営を目指した財政運営へ転換するタイミング。

・こうしたことを踏まえ、令和4年度には、本市の最上位計画である「第6次総合計画」を下支えするものとして、令和5年度から令和14年度までの財政運営の規律と目標を定めた「財政運営方針」を策定した。

・これに加えて、「第6次総合計画」の計画期間にとどまらず、本市が過去の財政運営の教訓を踏まえ、恒久的に健全な財政運営を維持していくためには、条例の担保性・拘束性の高さの観点から、財政運営における基本理念等を定めた条例が必要であると考えた。

7. 今後のスケジュール

令和5年1月 パブリックコメント意見募集結果公表、2月 市議会へ条例案を提出、4月 条例施行

8. 添付資料

(仮称)財政運営基本条例のイメージ、(仮称)財政運営基本条例(骨子素案)

9. お問い合わせ先

資産統括局財務部財政課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 北館4F

電話番号(TEL) 06-6489-6155、ファックス(FAX) 06-6489-6793

メールアドレス(Eメール) ama-zaiseika@city.amagasaki.hyogo.jp